

杉戸町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する試行要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約（随意契約は除く。）は、次に掲げる単年度契約とする。

ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約

2 前項の規定により労働環境の確認の対象となる契約については、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知により労働環境の確認を行うことを明示するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 この告示に基づき確認する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(確認のための書面)

第4条 労働環境を確認するための書面は、労働環境申告書（様式第1号）及び労働者配置計画書（様式第2号。工事請負契約の場合に限る。）とする。

2 前項の書面の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、第1項の書面の提出があったときは、発注課がその内容を確認し、契約文書とともに保存するものとする。

(労働環境の調査等)

第5条 契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の要請及び報告書の提出並びに指名停止等の措置については、当該契約の条項による。

2 前項の指名停止等の措置の適用については、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）に定めるところによる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う入札に適用する。